

安全データシート
CleanTec-AL

作成日:2012 年 8 月 1 日

改訂日:2025 年 4 月 1 日

1. 化学品等及び会社情報

化学品の名称	CleanTec-AL(クリーンテック-エーエル)
製品コード	FF-06-01A、B、C
会社名	株式会社ファルマ
住所	東京都渋谷区大山町 36-7
電話番号	03-6407-2570
ファックス番号	03-3465-0300
電子メールアドレス	marketing2@falma.co.jp
緊急連絡電話番号	080-8878-0242
推奨用途及び使用上の制限	理化学実験用:水槽の防藻、防菌、防錆剤

2. 危険有害性の要約(製品の情報がなかったため、成分のデータから区分を推定した)

GHS 分類

健康に対する有害性	皮膚腐食性／刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2A
	皮膚感作性	区分 1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2(血液)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 2(血液)

上記以外の項目は、区分に該当しない又は分類できない

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語

警告

危険有害性情報

皮膚刺激

強い眼刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

血液の障害のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による血液の障害のおそれ

注意書き

安全対策

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

蒸気を吸入しないこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

取扱い後は手などをよく洗うこと。

応急措置	皮膚に付着した場合、水で洗うこと。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診察、手当を受けること。 眼に入った場合、水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合、気分が悪い時は、医師の診察、手当を受けること。
保管	容器を密閉し、換気の良い涼しい場所で施錠して保管すること。
廃棄	内容物、容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	混合物		
成分及び濃度			
成分	濃度(%)	Cas 番号	官報公示整理番号 (化審法/安衛法)
①硝酸マグネシウム・六水和物	<10.0	13446-18-9	(1)-464/-
②イソチアゾリン系化合物	<3.0	—	—

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師の診察、手当を受けること。
皮膚に付着した場合	水で洗うこと。 汚染された衣類をすべて脱ぎ、再使用する前に洗濯すること。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診察、手当を受けること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼刺激が続く場合、医師の診察、手当を受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 気分が悪い時は、医師の診察、手当を受けること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	粉末、二酸化炭素、水。
--------	-------------

使ってはならない消火剤	情報なし
火災時の特有の危険有害性	火災により刺激性又は有害なガスが発生するおそれがある。
特有の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	作業の際には保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。 密閉された場所に立入る前に換気する。
環境に対する注意事項	漏出物を河川や下水に直接流してはならない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収し 化学品廃棄容器に入れる。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	作業場には全体換気装置、局所排気装置、洗眼器、安全シャワーを設置すること。
安全取扱注意事項	保護衣、保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
衛生対策	取扱い後は手などをよく洗うこと。
保管	
安全な保管条件	容器を密閉して涼しく換気の良い場所で施錠して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度	未設定
許容濃度(2017年版)	未設定
設備対策	貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。
保護具	
呼吸用保護具	必要に応じ、適切な呼吸用保護具を使用する。防毒マスクは、日本工業規格(JIS T 8152)に適合した、作業に適した性能及び構造のものを選ぶ。
手の保護具	化学防護手袋(JIS T 8116)を着用する。
眼の保護具	サイドガード付きの保護眼鏡(JIS T 8147)を着用する。
皮膚及び身体の保護具	必要に応じ、耐火性/帯電防止性のある保護衣又は化学防護服、保護長靴を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

物理状态	液体
色	淡緑色透明
臭い	微臭
融点／凝固点	データなし
沸点又は初留点及び沸騰範囲	データなし
可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／ 可燃限界	データなし
引火点	データなし
自然発火点	データなし
分解温度	データなし
pH	約 4
動粘性率	データなし
溶解度	水に可溶
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	1.09 (20℃)
相対ガス密度	データなし
粒子特性	該当しない

10. 安定性及び反応性

反応性	通常の条件下で安定。
化学的安定性	通常の条件下で安定。
危険有害反応可能性	強酸化剤、強塩基と反応する。
避けるべき条件	日光、高熱、高温
混触危険物質	強酸化剤、強アルカリ剤、還元剤
危険有害な分解生成物	火災等の高温により、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素等の有毒ガスが発生する可能性がある。

11. 有害性情報(製品の情報が無いため、成分のデータから区分を推定した)

急性毒性

経口	①ラット LD ₅₀ 値は無水物で 5440 mg/kg (IUCLID, 2000) であり、分子量に基づき換算した六水和物では 9410 mg/kg となり区分に区分に該当しない。 ②ラット LD ₅₀ 値は 457 mg/kg 製品の濃度から区分に該当しない。
経皮	①データなし。

吸入	②ラット LD ₅₀ 値は>1008 mg/kg
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	製品の濃度から区分に該当しない。 ①②データ不足のため分類できない。 ①データ不足のため分類できない。 ②区分 1。 製品の濃度から区分 2。
眼に対する重篤な損傷性又は 眼刺激性	①ウサギを用いた試験で軽度の刺激性 (slightly irritating) との結果 (IUCLID, 2000) に基づき区分 2B。 ②区分 1 製品の濃度から区分 2A。
呼吸器感作性	データなし
皮膚感作性	②チアゾリン系化合物は皮膚感作性が認められていることから区分 1。 製品の濃度から区分 1
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない。
発がん性	データ不足のため分類できない。
生殖毒性	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	①ヒトでの報告はないが、水溶性硝酸塩一般として、硝酸ナトリウムを食塩と誤って摂取した 15 人の兵士がメトヘモグロビン血症になり約 15 g を摂取した 13 人が死亡し、5 g を摂取した 2 人が生存した (ECETOC TR 27, 1988) ことから区分 1(血液)。 ②データなし 製品の濃度より区分 2(血液)。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	①水溶性硝酸塩を摂取したヒトにおける健康上の懸念には、食事、水に含まれる硝酸塩が腸内微生物により還元され生成した亜硝酸塩に起因する新生児メトヘモグロビン血症があり、新生児の場合、メトヘモグロビンの還元酵素系が未発達のためリスクが高い (ECETOC TR27, 1988)。経口ばく露で、ヒト、特に新生児にメトヘモグロビン血症を生じるリスクがあることから区分 1(血液系)。 ②データなし 製品の濃度より区分 2(血液)。
誤えん有害性	①②データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期(急性)	データなし
水生環境有害性 長期(慢性)	データなし

残留性・分解性	データなし
生態蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	モントリオール議定書の附属書に列記されていない。

13 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。 容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
--	--

14. 輸送上の注意

国際規制	該当しない。
国内規制	該当しない。
注意事項	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15. 適用法令

労働安全衛生法	①名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条、施行令第 18 条、労働安全衛生規則別表第 2) ①名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、労働安全衛生規則別表第 2) ①危険性又は有害性等を調査すべき物(法第 57 条の 3) ①②作業場内表示義務(法第 101 条の 4) ②皮膚等障害化学物質等(労働安全衛生規則第 594 条の 2)
水質汚濁防止法	①有害物質(法第 2 条、施行令第 2 条、排水基準を定める省令第 1 条)

上記内容は当社で入手可能な情報に基づいて作成していますが、記載データや評価に関しては、情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。未知の有害性があり得ますので、取扱には十分ご注意ください。

本 SDS は JIS Z7253:2019 に準拠して作成しています。